

岐阜県公報

第 六 百 九 十 九 号
令 和 八 年 七 月 三 日
(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県指定管理者制度等運用委員会規則の一部を改正する規則

(管 財 課) 二七五^ペ

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

(地 域 福 祉 課) 二七五

指定医療機関の廃止の届出

(同) 二七六

指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出

(同) 二七六

医療機関の指定辞退

(同) 二七七

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(同) 二七七

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 二七八

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建 築 指 導 課) 二七八

土地改良事業の工事の完了

(農 地 整 備 課) 二七九

公 示

土地改良事業の工事の完了

(農 地 整 備 課) 二七九

規 則

岐阜県指定管理者制度等運用委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十号

岐阜県指定管理者制度等運用委員会規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。
岐阜県指定管理者制度等運用委員会規則(平成二十五年岐阜県規則第三十三号)の二

部を次のように改正する。
第二条第一項第二号を削り、同項第三号中「(前号に掲げるものを除く。)」を削り、
同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三
号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年七月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林 外 科 内 科	恵那市長島町中野三〇六番地四	令和 八・五・一
ぎなんレディースクリニック	羽島郡岐南町八剣北五丁目八一番地一	同
こくぼクリニック	美濃加茂市本郷町九丁目一八番二六号	同
Radiant Clinic	多治見市本町二丁目二二番地ブラテイ多治見三〇二二三	令和 八・六・一
各務原こころのクリニック	各務原市那加門前町三丁目六五番地一各務原市民公園前医療モール	同
山内歯科多治見おとなこども矯正歯科	多治見市弁天町二丁目二九番地	令和 八・五・一
スマイルいしうら薬局	高山市石浦町六丁目二〇三一	同
ラフダイイチ本町薬局	大垣市本町二丁目四安田ビル一階	令和 八・六・一
V・drug 各務原市民公園前薬局	各務原市那加門前町三丁目六五番一	同

岐阜県告示第三百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年七月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社 クル	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二〇九	訪問看護ステーション	大垣市昼飯町二四二番	令和 八・三・一
DS TOKA I 株式会社	可児市今渡二一五番地の一	訪問看護ステーション	可児市今渡一八八〇番地	令和 八・四・一
株式会社 ナイスマン	多治見市宝町六丁目一番地	ケアリアル訪問看護ステーション	羽島市正木町曲利字酸場六七一番一	令和 八・三・一
ソフィアメディ株式会社	東京都港区芝浦三丁目一番一号	ソフィアメディ訪問看護ステーション	揖斐郡池田町市橋	同
社会医療法人 緑峰会	海津市南濃町津屋一五〇八番地	訪問看護ステーション	海津市南濃町津屋	令和 八・六・一
株式会社 フロンティアの介護	愛知県名古屋市中区泉一丁目一九番八号	ナーシングサポルト岐阜	可児市下恵土三〇八六	同

岐阜県告示第三百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止し

た旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年七月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
下呂市立上原診療所	下呂市田口五一五	令和八・三・三一
ぎなんレディースクリニック	羽島郡岐南町八剣北五丁目八一	令和八・四・三〇
林 外 科 内 科	恵那市長島町中野三二二二	同
こくぼクリニク	美濃加茂市本郷町九 一八 二六	同
福 井 齒 科 医 院	揖斐郡大野町黒野五四六 二	同
れい 齒 科 医 院	高山市上岡本町八 八〇	同
山内齒科多治見おとな こども矯正	多治見市弁天町二 二九	同
株式会社伊藤薬局石浦 店	高山市石浦町六 二〇三 一	同

岐阜県告示第三百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年七月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称
訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地
訪問看護ステーション等の名称
訪問看護ステーション等の所在地
年 月 日 更

株式会社 Nursing My	岐阜市月ノ会町一丁目一二三〇	訪問看護ステーション悠ライフ	大垣市惠比寿町北八丁目三ウサミヤパーメント六号室	令和八・六・一
株式会社 Nursing My	岐阜市月ノ会町一丁目一二三〇	訪問看護ステーション悠ライフ	大垣市高屋町二丁目二二〇番地二	令和八・五・二〇

岐阜県告示第三百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年七月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
おおはし歯科クリニック	各務原市蘇原野口町三一六	令和八・七・三一
くすりのはるか	関市西神野一九八一	令和八・四・二五
駅前薬局	大垣市高屋町一 一五	令和八・五・二〇

岐阜県告示第三百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

居宅療養管理指導

イオン薬局各務原店

各務原市那加萱場町三八

令 和 六 ・ 一 一 ・ 一

同

同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

岐阜県告示第三百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年七月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

氏 名 施 術 所 等 の 名 称 施 術 所 の 所 在 地 又 は 施 術 者 の 住 所

指 定 年 月 日

大 平 陽 一 フレアス在宅マツ

安八郡安八町西結五三番地

令 和 六 ・ 六 ・ 一

十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年七月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業所等の名称

指 定 年 月 日

各務原市那加萱場町三八

令 和 六 ・ 一 一 ・ 一

同

同

岐阜県告示第三百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項に規定する道路の位置を、岐阜・西濃建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

令和八年七月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指 定 年 月 日

令 和 八 年 六 月 十 五 日

二 位 置、延 長、幅 員 及 び 指 定 番 号

位 置	延 長 (メー トル)	幅 員 (メー トル)	指 定 番 号
瑞穂市田之上字坂巻一六三番五地先から同字一四六番一地先まで	一・五	四・〇	岐阜県指令岐西建築第八三三号

(道路の位置を示す図面は、岐阜・西濃建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和八年七月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	蔵王田地区	令和二・三・二三

令和八年七月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社